

各 位

上越信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 30 年 8 月 16 日に信用金庫施行規則が改正され、金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる方は会員たる資格を有することとされ、これにより金庫の地区内に転居予定の方への貸付ができることとなりました。

これを受け、当金庫では、令和元年 6 月 17 日開催の通常総代会の議決を経て、令和元年 6 月 27 日付で定款を変更いたしましたのでお知らせいたします。

これにより、下記に該当する方は会員たる資格を有することとなります。

記

当金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる方

以 上

お問合せ先

上越信用金庫 総務部

電話番号：025-543-7733

電話受付時間：平日 9:00～17:00